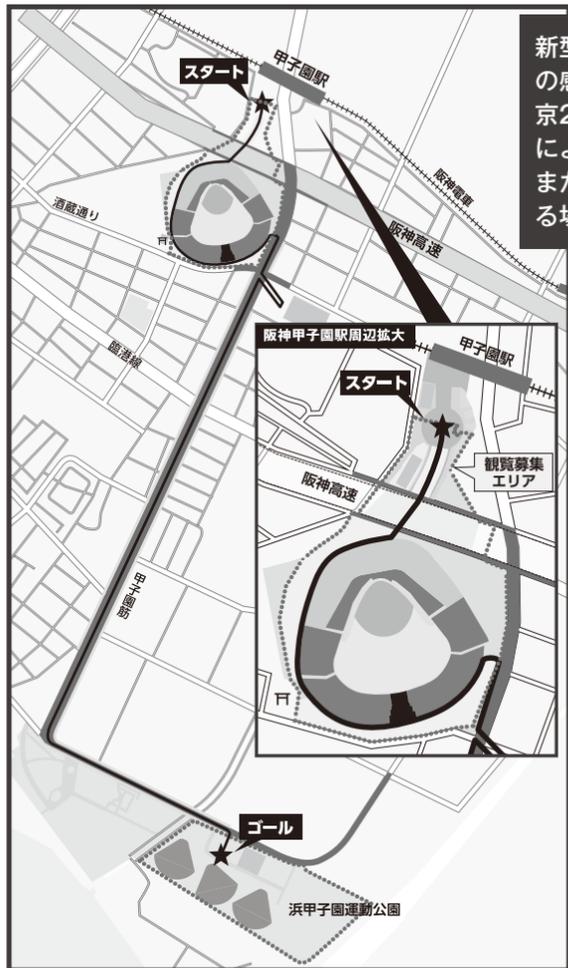


東京2020オリンピック聖火リレー開催に伴い 甲子園周辺道路を交通規制

5月24日(月)正午～午後2時頃

(※国道43号線側道は、午前9時から)

5月24日(月)の正午～午後2時頃に開催する「東京2020オリンピック聖火リレー」に伴い、阪神甲子園周辺道路で交通規制が行われます。交通規制時間内は、走行ルートおよび周辺道路は通行・横断できません＝下図参照。自転車・歩行者のルート横断も規制されます。ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、東京2020組織委員会の決定により、聖火リレーが中止、または実施方式が変更となる場合があります

交通規制エリア

※正午～午後2時頃
(県道甲子園筋以西の
国道43号線側道は
午前9時～午後2時頃)

走行ルート

立入禁止エリア

※走行ルートは、居住者であつても車両での通行・横断はできません

※交通規制エリアは交通状況により、変更される場合があります

※規制時間は目安であり、当日のリレー状況により変更される場合があります

問 スポーツ推進課 (0798・35・3567)

国保・後期高齢者医療制度・福祉医療

「交通事故等による受診であること」を 市と医療機関に伝えましょう

第三者からの行為によって受けた 傷病の治療費は、原則加害者が負担

交通事故や傷害事件など、第三者からの行為によって受けた傷病の治療に要する医療費は、原則として加害者の負担となります。

交通事故等の治療で医療機関を受診する際は、保険証や福祉医療費受給者証を出す前に、医療機関へ「交通事故等による受診であること」を伝えてください。

《第三者行為となる事例》

- 相手がいる交通事故 ● 暴力行為を受けた ● 他人のペットにかまれた
- 車やバイク等の自損事故で同乗者としてけがをした
- 飲食店で食べたものが原因の食中毒 など

被害者が保険証や福祉医療費受給者証を使用する場合 市へ届出が必要

被害者が保険証等を使って治療を受けると、市はその医療費を一時的に立て替え、後で加害者に立て替えた医療費を請求することになります。市への届出に必要な書類など詳しくは、各担当課へ問合せを。

	対象	担当課 ※市外局番は(0798)	市HP
問合せ	国民健康保険の人	国民健康保険課 (35・3120)	13277716
	後期高齢者医療制度の人	高齢者医療保険課 (35・3154)	79706805
	福祉医療費受給者証を持っている人	医療年金課 (35・3188)	19385758

※上記以外の健康保険の人は、加入している健康保険にも届出が必要です

人と動物が共生できるまちへ 動物愛護基金を設置

(HP) 77769852

市は、「人と動物が共生できるまち」を目指して、「動物愛護基金」を設置し、寄附金を受け付けています。「実質的殺処分ゼロ(※)」の取組を進めるため、同基金を、野良猫への不妊去勢手術費用等の支援事業や犬猫等の譲渡推進事業などに活用していきます。

寄附金は特例控除の対象となります。詳しくは市のホームページをご覧ください。

(※) 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)犬猫および負傷等による引き取り後の死亡を除いた犬猫の殺処分数をゼロにすること

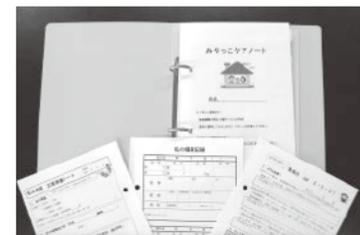
問 生活環境課 (0798・81・1220)

あなたと家族、医療・介護スタッフをつなぐ みやっこケアノートがリニューアル 元気な人・介護予防に取り組む人にも役立ちます

「みやっこケアノート」は、本人・家族、医療・介護・福祉の各専門職が情報を共有するノートです。

4月から、介護や医療の必要な人をはじめ、40歳以上の元気な人や介護予防に取り組んでいる人にも役立つようリニューアルしました。

希望する人には、無料でお渡ししています。ぜひご利用ください。



医療・介護スタッフに伝えておきたいことを記入したり、健康管理が記録できるシートなどが増えました!

配布場所 福祉のまちづくり課(市役所本庁舎3階)、西宮市高齢者あんしん窓口

問 福祉のまちづくり課(0798・35・3292) (HP) 64162557

令和3年度 納税通知書を送付

市県民税、固定資産税・都市計画税など

令和3(2021)年度市県民税(普通徴収分および公的年金からの特別徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書の発送予定日と納期限は右表のとおり。

必ず納期限までに納めてください。

税目	発送予定日	納期限
市県民税 普通徴収分、 公的年金からの 特別徴収分	6月11日	第1期 6月30日
		第2期 8月31日
		第3期 11月1日
		第4期 来年1月31日
固定資産税 都市計画税	5月10日	第1期 5月31日
		第2期 8月2日
		第3期 12月27日
		第4期 来年2月28日
軽自動車税	4月30日	5月31日

※ 公的年金からの特別徴収分は上表の納期限に限らず、原則年金支給時に引き去りされます

※ 給与からの引き去りで納める市県民税(特別徴収分)の納税通知書は、勤務先の会社等宛てに5月12日に発送する予定です

新型コロナ 関連 所得税の確定申告書・市県民税の申告書を 3月16日以降に提出した人へ

申告内容が初回(上表)の納税通知書に反映できていない場合がありますが、順次処理を行っており、新たに課税または税額が変更になる人に対しては、変更後の納税通知書等でお知らせします。このため、国民健康保険料、介護保険料等の算定等への反映が遅れる場合がありますが、申告書の申告内容を反映でき次第、各担当課が順次保険料等に反映していきます

問合せ	市県民税	市民税課 (0798・35・3204)
	固定資産税・都市計画税	資産税課 (0798・35・3269)
	軽自動車税	税務管理課 (0798・35・3209)
	納税について	納税課 (0798・35・3238)

■課税・所得証明書の発行開始日 令和3(2021)年度市県民税の課税証明書や所得証明書は、給与からの特別徴収の人は5月12日から、普通徴収および公的年金からの特別徴収の人は6月11日から発行。問合せは税務管理課(0798・35・3251)へ